

平成17年10月7日
国官地第30号

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

発注者綱紀保持委員会について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成17年7月29日付けで入札談合再発防止対策検討委員会による「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって通知されたところであるが、同対策においては、発注担当職員による的確な職務遂行を図るため、地方整備局等に発注者綱紀保持委員会を設置することとされているところである。

ついては、別添の地方整備局発注者綱紀保持委員会標準規則（以下「標準規則」という。）を参考に同委員会を開催されたく通知する。

別 添

地方整備局発注者綱紀保持委員会標準規則 （趣旨）

第1条 「入札談合の再発防止対策について」（平成17年7月29日国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会）を踏まえ、会計法令、独占禁止法、入札契約適正化法その他の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう公共工事の発注事務に係る綱紀の保持を図るため、地方整備局に発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 公共工事の発注事務に係る綱紀の保持（以下「発注者綱紀保持」という。）のための規程に関する事
- 二 発注者綱紀保持マニュアルに関する事
- 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事
- 四 発注者綱紀保持のための規程に反する事例の調査分析に関する事
- 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関する事
- 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項

（委員）

第3条 委員は、地方整備局長、副局長又は次長及び各部長とし、局長を委員長、副局

長又は次長を副委員長とする。

(外部委員)

第4条 委員会に、外部委員*人を置く。 [注] 3人から5人程度とする。

- 2 外部委員は、学識経験のある者のうちから、地方整備局長が委嘱する。
- 3 外部委員の任期は2年とする。
- 4 外部委員は、再任されることができる。
- 5 外部委員は、非常勤とする。
- 6 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(定例会議)

第5条 定例会議は、委員長が召集し、原則として毎年度2回開催するものとする。

- 2 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。
- 3 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

(随時会議)

第6条 随時会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を徴収し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
- 3 随時会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、法務管理官（法務管理官が置かれていない地方整備局にあっては総務課）において処理する。

附 則

この規則は、平成17年〇月〇日から施行する。

大臣官房官庁営繕部長

東京航空局長

航空局長

大阪航空局長

国土技術政策総合研究所長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

北海道開発局長